○総務省告示第三百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第五百七十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百二十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十五年総務省告示第五百五十四号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十四年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第七百号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十五年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社日本玄洋社福岡県本部及び番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち1中

「収入総額　0」を

「収入総額　36,500　に改め、

本年収入額　36,500」

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2中

「支出総額　0」を

「支出総額　36,500」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳

寄附　36,500

個人分　36,500

4　支出の内訳

政治活動費　36,500

機関紙誌の発行その他の事業費　36,500

宣伝事業費　36,500

5　寄附の内訳

（個人分）

年間五万円以下の　36,500

もの

同部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社日本玄洋社福岡県本部及び番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち1中

「収入総額　0」を

「収入総額　75,200　に改め、

本年収入額　75,200」

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2中

「支出総額　0」を

「支出総額　75,200」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳

寄附　75,200

個人分　75,200

4　支出の内訳

政治活動費　75,200

機関紙誌の発行その他の事業費　75,200

宣伝事業費　75,200

5　寄附の内訳

（個人分）

年間五万円以下の　75,200

もの

同部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、政治結社日本玄洋社福岡県本部及び番町政策研究所から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち1中

「収入総額　0」を

「収入総額　142,900　に改め、

本年収入額　142,900」

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2中

「支出総額　0」を

「支出総額　142,900」に改め、

同部政治結社日本玄洋社福岡県本部のうち2の次に次のように加える。

3　本年収入の内訳

寄附　142,900

個人分　142,900

4　支出の内訳

政治活動費　142,900

機関紙誌の発行その他の事業費　142,900

宣伝事業費　142,900

5　寄附の内訳

（個人分）

年間五万円以下の　142,900

もの

同部番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

○総務省告示第三百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国観連近畿観光協議会、番町政策研究所及び郵政政策研究会中国地方本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博